

税務キャッチ・アップ 所得税関係

「医療費控除」の適用を考える

1 はじめに

「医療費控除」は、個人の所得税の確定申告の際に税額が軽減される制度として、税理士や税理士に仕事を依頼している者にとってなじみがある。ただ、「税理士や税理士に依頼している者」と表現したのは、一般的な浸透度については疑問を持つので今回は医療費控除制度を浸透させることについて検討をする。

2 領収書を集める

医療費控除は、支出した医療費を明らかにするため、病院、薬局等から医療費の領収書の発行を受けるところから始まる。10数年前までは領収書をその都度発行しない医療機関は数多くあったが、いまは必ず支払いの都度領収書を発行するようになっている。ともかく、発行を受けた領収書さえあれば医療費控除を受けられる可能性がある。ドラッグストアの領収書であっても少なくとも、とりあえずは確定申告時までとっておく習慣を身につける。所得税の確定申告は年に1回だが、医療費控除の準備は既に始まっている。平成29年分の所得税からは、「医療費通知」の添付も可能になったため「医療費通知」もとっておく。

3 身近な人から

医療費控除制度を浸透させる

には、まずは、医療費に身近な人から始めることだと思う。医療費に身近な人とは、医療費の領収書を発行する病院、薬局等で働く人達である。病院、薬局等で働く人も当然ながら病気になったり、怪我をすることもあ

る。医療費に関わる人達が領収書を集め始め関心を持つようになれば、自分の家族や友人との会話で医療費控除の話題となる。さらに、医療費の発行元である病院、薬局等で「医療費の領収書は、所得税の確定申告の際に医療費控除の計算で必要になりますので、きちんととっておきましょう！」というようなポスターを壁に張っておいて欲しいものである。

4 医療費控除の誤解

医療費控除にはいまだに誤解が多い。医療費が10万円を超えてなくても所得金額が200万円未満であれば医療費控除の適用できる可能性がある。医療費控除は確定申告をする本人以外の家族の医療費であっても適用できる可能性がある。

また、その家族は同居していても日常生活の資を共にしている「生計一」であれば合わせることができる。ドラッグストアやネットショッピング購入した場合であったとしても医療費控除の対象となる。

5 セルフメディケーション税制の選択

セルフメディケーション税制は、健康の保持増進及び疾病の予防に関する一定の取組についての医療費控除の特例として平成29年の所得税から導入された。医療費控除との選択なので、医療費控除を受けないのであれば、セルフメディケーション税制の適用が受けられる。セルフメディケーション税制の場合も、ともかく病院、薬局等が交付した対象になるかもしれない領収書を集める。医療費控除かセルフメディケーション税制かは確定申告時に決めればよい。

6 おわりに

より使いやすい医療費控除にするための税制改正に期待するならばということでいくつか思うことがある。

「おむつ使用証明書」は果たして必要なのだろうか？かつて私自身が入院していた病院の売店で、老人がおむつを買う際に、領収書を別にしましょうかと聞かれたが、「もういいです。」との言葉が気になったことがある。セルフメディケーション税制についても、予防もするし、治療もするという人も多いことを考えれば、どちらか一方では無いと思う。

(右山研究グループ
税理士・行政書士 森田 純弘)